

一般財団法人ぐんま未来基金
【事業指定助成プログラム 2025年度公募】

群馬県内の地域課題解決に取り組む
市民団体の資金調達プログラム

申請受付期間 2025年11月20日(木)～2026年1月16日(金)17時

一般財団法人ぐんま未来基金(以下、当財団)は、地域の課題解決や地域社会の発展に真摯に取り組む市民公益活動を支えるために、「事業指定助成プログラム」を実施いたします。本プログラムにチャレンジする団体を募集します。

事業指定助成プログラムとは、寄付者とNPO・市民活動団体等(以下、団体)を繋ぐプラットフォームである当財団が、団体による資金集めを支援するプログラムです。団体が取り組む社会貢献事業を社会に広く発信し、その事業に共感する寄付者(個人・企業)を募ることにより、寄付による資金集めをサポートいたします。

寄付募集を通して、単に資金を得るだけではなく、地域や社会の課題を「見える化」し、認知度を高めることで、団体に必要な資金や人材など「支援」の流れをつくることを目的としています。

また、当財団のサポートを受けながら団体自らが寄付募集を行うことで、団体の信頼性や事業の継続性・質を高め、持続可能な組織づくりを目指します。

■こんな団体におすすめです

- ・取り組む課題について知ってもらい、活動に関わる仲間を増やしたい
- ・寄付集めのノウハウを学び、事業の継続性と質を高めたい
- ・寄付募集を通じてつながりを増やしていきたい

■プログラムの特長

＜情報発信＞

- ・社会に事業の意義をアピールするために、当財団HP内に各事業専用Webページを作成し、アピールします。
- ・寄付者に事業の活動状況や寄付金の使途を伝え、継続的な支援を促します。

＜寄付金管理＞

- ・寄付金管理や領収書発行、Web上でのクレジットカード寄付決済機能などを提供します。

＜資金調達サポート＞

- ・寄付集めの計画や戦略づくりに関する相談、効果的な広報やPRなど、資金調達に必要なノウハウを一緒に考えます。

1.対象団体

次のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1)群馬県内で活動している3人以上の団体・組織・グループなどで、非営利で活動を行っているもの(法人格の有無は不問)。
- (2)定款(約款等でも可)と役員名簿を有し、年度ごとに予算書の作成と決算を行っていること。
- (3)会計担当者を設定し、支出を帳簿に記録し、定められた方法で領収書等を保存するなど、適正管理ができること。
- (4)助成金を振り込むための団体名義の銀行口座を有すること。
- (5)活動により地域課題解決に資すると考えられるもの。
- (6)以下のいずれにも該当しない団体
 - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という)、その他法令、公序良俗等に違反する団体

2.申請額(助成限度額)

申請金額(助成限度額)は最低50万円以上です。

補助率のような制限もなく、実施事業にかかる費用の100%を申請可能です。
申請いただいた事業の執行に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。
助成される金額は、申請金額(寄付募集目標金額)の達成・未達成に関わらず、実際に集まった寄付金額から、ぐんま未来基金の運営管理費(20%)を引いた金額となります。
※例えば500,000円の助成金が必要な場合は625,000円の寄付が必要です。

- ※運営管理費には、クレジットカード手数料、決済システム手数料を含みます。
- ※寄付募集額は、申請額に当財団の運営費を加えた額となります。
- ※寄付募集額は、事業内容や組織の状況等により変更する事があります。

3.寄付募集期間と事業実施期間

寄付募集期間は、最長1年間で、申請時に団体ごとに定めることができます。この間、当財団の仕組み(ウェブサイト、クレジットカード決済機能)を活用していただけます。
事業実施期間は、寄付募集開始以降、寄付募集終了後1年以内に完了する事業で、申請時に団体ごとに定めることができます。

4.対象事業

以下のいずれにも該当せず、群馬県における公益的な事業（地域課題の解決や地域社会の健全な発展に貢献する）を対象とします。

寄付募集開始以降、寄付募集終了後1年以内に完了する事業とします。なお、1団体による複数事業の同時申請は不可とします。

【対象とならない事業】

- ・営利を主たる目的とする活動
- ・個人的な活動や趣味的なサークル活動
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- ・暴力団等と関係のある活動、その他法令・公序良俗等に違反する活動

5.採択団体が受けられるサポート

(1)寄付の受付・決済

- ・寄付募集用 専用ウェブサイトへの掲載
- ・カード決済、専用口座などの決済システムの提供
- ・寄付者管理、領収書の発行

(2)広報やPRのサポート

- ・当財団のウェブサイト、プレスリリース等を活用して採択団体と協働でPR
- ・採択団体から提供された情報をSNS等で発信

(3)寄付募集に関するコンサルティング

- ・寄付集めの計画や戦略づくりの支援

6.採択団体が実施すること

(1)寄付募集について

- ・寄付金集めに関する組織内の合意と組織全体での主体的・積極的な寄付募集
- ・定期的（月2回以上）に活動状況や寄付のお願いの発信
- ・進捗共有のためのミーティングへの参加

(2)採択事業について

・申請金額（寄付募集目標金額）の達成・未達成に関わらず、寄付募集時に掲げた事業の確実な実施

- ・事業実施後の寄付者、地域社会への報告
- ・事業終了後1か月以内に所定の「助成事業報告書」（決算書含む）の提出
- ・当財団主催の成果報告会への参加

7.申請方法

(1)提出書類

指定された申請書に記入し、関連する資料を提出してください。

①[様式1]事業指定助成プログラム申請書

②法人格を有する場合は 役員名簿(様式任意)

その他団体等は チーム名簿(様式任意ですが氏名、住所、連絡先が必要です)

③定款 または 会則(様式任意)

④法人格を有する場合は 前年度の決算書、活動報告書(様式任意)

その他団体等は、これまでの活動報告書(様式任意)

⑤法人格を有する場合は 今年度の予算書、活動計画書(様式任意)

その他団体等は 実施する事業の予算書、活動計画書(様式任意)

・当財団ホームページから、「事業指定助成プログラム申請書」をダウンロードして必要事項を記入の上、

info@gunma-mirai-kikin.org

までメールにてご送付ください。

・申請書はWord文書のままで提出してください。

・件名に「事業指定助成プログラム申請(団体名)」と明記してください。

・郵送での提出は受付対象外となります。必ず電子メールで提出してください。

※「事業指定助成プログラム申請書」には必要に応じて、申請事業の内容がわかる資料(リーフレット、チラシ、写真等)を添付していただくことも可能です。

8.申請受付期間

2025年11月20日(木) ～ 2026年1月16日(金)17時必着

9.審査について

当財団のプログラムオフィサーが申請団体に個別ヒアリングを実施後に、審査会で審査・選考し、決定します。採択団体は1～2件程度とします。審査会は当財団の理事と外部委員で構成するものとします。選考の結果、申請額から変更(増減)されることもあります。選考結果は、2月中旬を目途に全申請団体にメールにてお知らせします。お電話での問い合わせには応じかねます。

【選考基準】

- ・事業指定助成プログラムの趣旨と条件に合致しているか
- ・地域社会のニーズや課題を的確にふまえたうえで公益性の高い事業であり、具体的な成果が期待できるか
- ・目的、目標、事業計画、事業予算、寄付獲得方針・プランが明確で、妥当なものかどうか
- ・実現可能な事業かどうか(体制、財源等)
- ・地域社会に情報が発信されている(発信することができる)かどうか
- ・寄付募集を通じて事業の展開、発展に寄与するか

10.採択後の手続き

採択後、覚書を締結します。

助成対象団体と当財団で協議し、申請内容に基づき、寄付募集期間、寄付募集内容、対象事業期間、その他の広報方針を決定し、寄付募集事業の広報活動を行います。

11.助成金の交付

寄付募集期間終了後、1ヶ月以内に「助成金交付決定通知書」を送付します。所定の「助成金交付申請書」を提出していただいた後、指定口座に振り込みます。

助成金額は、実際に集まった寄付金額から当財団の運営管理費(20%)を引いた金額となります。

12.注意事項

○寄付の税制優遇について

・ぐんま未来基金は、一般財団法人のため、寄付者は寄付金控除などの税制優遇を受けることはできません。

○助成について

①助成金を交付できない場合

次の場合は助成金を交付できません。

- ・助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかった等で必要な資金調達ができず、事業を全く実施できない場合。
- ・資金調達の状況に関わらず、助成対象となる事業が中止となった場合
- ・団体が解散となった場合。
- ・寄付者と団体との間で助成金(寄付金)が不正な利益の取得や供与に使用される疑義がある場合。

②助成事業の変更について

助成対象事業に大きな変更があった場合は、変更申請により再審査を行います。

助成に値する事業として認められた場合、助成金を交付します。

交付後であっても変更申請は可能ですが、変更が認められなかった場合は助成金の返還を求める場合があります。

③助成金の流用の禁止について

交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は、当財団に全額返還していただきます。

④助成金として交付されなかった寄付金の取り扱いについて

団体と当財団で寄付者への説明責任を果たすとともに、寄付金は可能な限り寄付者の意思に沿い、当財団が別の方法で市民公益活動の支援に活用します。

○その他留意事項

- ・本プログラムに関連するイベント開催時には出席をお願いします。交通費は自己負担となります。
- ・団体名や写真がホームページやSNS・メディアに掲載されることをご了承ください。

13.申請から事業報告までの流れ

- ①申請受付期間 11月20日(木)～1月16日(金)
- ②ヒアリング 1月下旬～2月上旬
- ③選考結果通知 2月中旬にメールで連絡
- ④採択団体覚書締結
- ⑤寄付募集準備
- ⑥寄付募集開始
- ⑦事業実施
- ⑧事業報告
- ⑨成果報告会参加

※④以降の期日は採択団体と検討

お問い合わせ・申請先
一般財団法人ぐんま未来基金（担当：山口）
TEL:080-2640-5917
E-mail:info@gunma-mirai-kikin.org